

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047  <u>沿革 平成29年9月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047</p>	
<p>第1条～第14条 (略)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p>	
<p>(保険金の条件付支払の取扱い)</p> <p>第15条 約款第26条第2項に規定する保険金の条件付支払に際して付す条件は、次の各号とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 約款第26条第3項に規定する保険金の支払に際して付す条件は、次の各号とする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(保険金の条件付支払の取扱い)</p> <p>第15条 約款第25条第2項に規定する保険金の条件付支払に際して付す条件は、次の各号とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 約款第25条第3項に規定する保険金の支払に際して付す条件は、次の各号とする。</p> <p>一～三 (略)</p>	
<p>(輸出等不能事故に係る換算率)</p> <p>第16条 約款第3条第1号のてん補危険にあつては、約款第37条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>一 輸出等をするできなくなった輸出貨物等の代金の額が外貨建てのときは、輸出契約等の締結日における外国為替相場(外国為替相場とは、約款第37条第1項第1号の外国為替相場をいう。以下同じ。)により邦貨に換算する。</p> <p>二 約款第7条各号の金額が外貨建てのときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第1号又は第2号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(輸出等不能事故に係る換算率)</p> <p>第16条 約款第3条第1号のてん補危険にあつては、約款第36条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>一 輸出等をするできなくなった輸出貨物等の代金の額が外貨建てのときは、輸出契約等の締結日における外国為替相場(外国為替相場とは、約款第36条第1項第1号の外国為替相場をいう。以下同じ。)により邦貨に換算する。</p> <p>二 約款第7条各号の金額が外貨建てのときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第1号又は第2号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。</p> <p>三 (略)</p>	
<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>		